



鳥取県公報

平成14年 9月27日(金)

第 7 4 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (498) (県民活動推進課)	1
	鳥取県収納代理金融機関の名称の一部改正の廃止 (499) (審査課)	1

告 示

鳥取県告示第498号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年11月6日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年 9月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成14年 9月 6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ユートピア誠道
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
長谷 正信
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
境港市誠道町220
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、青少年に対し、日本の伝統文化、風俗習慣、様々な社会生活、多様な職種を体得させ、また科学の学習や国際化に順応させ、かつ環境や人権や福祉、更には安全に関心を持たせ立派な社会人を形成する事業を行うと共に、高齢者及び身体・知的障害者・社会的弱者等を思やる心を育成しつつ、その方々への日常生活のサポートや安否確認、給食サービス、在宅介護等の他、地域福祉事業の実施により社会に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第499号

平成14年鳥取県告示第473号(鳥取県収納代理金融機関の名称の一部改正について)は、廃止する。

平成14年9月27日

鳥取県知事 片 山 善 博